

「紛争下の文民保護（紛争下の医療）」に関する安保理公開討論における
武井外務大臣政務官ステートメント（仮訳）
（平成29年5月25日 於ニューヨーク）

（冒頭）

議長、

先ずは、今次公開討論を開催いただいたニン・ノボア大臣、貴議長に特に感謝申し上げます。また、2週間前のソマリアに関するロンドン会合に続き、グテーレス事務総長にお目にかかることができ嬉しく思います。クリスティーヌ・ベールリ ICRC 副総裁及びブルーノ・スタニョ・ウガルテ HRW 副会長によるブリーフィングにも謝意を述べたいと思います。

紛争下における医療を含む文民の保護のためには、国際社会の一致した協力と勇気が不可欠です。

日本は、安保理決議第2286号の共同起案国として重要な役割を果たせたことを光栄に思っております。日本は、この決議の原則を実現に導くため、同決議に基づく前事務総長の勧告を真剣に受けとめています。この画期的な決議が昨年採択されたにもかかわらず、我々の希望に反し、シリアやイエメンを始め世界の多数の地域において、医療人員や施設に対する攻撃が続いています。日本は、決議第2286号の共同起案国を代表してスペインから、文民保護フレンズグループを代表してスイスから発表されるステートメントに賛同します。

議長、

このような中で、国連事務総長が有益な報告書を作成された努力に感謝申し上げるとともに、事務総長のビジョンについて触れさせていただきます。

（国際法遵守の強化）

日本は、グテーレス事務総長報告に明記されている国際法遵守の強化に係るビジョンを完全に支持するとともに、前事務総長勧告の勧告7で提示されている啓発活動の促進がその第一歩になると考えます。この点に関し、日本は、最近になり国際人道法国内委員会を再活性化させています。加えて日本は、ジュネーブにおける国際人道法の履行強化に係る政府間プロセスにおける多国間協議にも積極的に関与しています。

（紛争予防）

紛争下の文民及び医療人員への攻撃が発生しないためには、事務総長報告が指摘するように、紛争予防が最善策です。日本は、人間の安全保障の観点を重視し、「平和の持続」に貢献するため、平和構築分野でも平和構築基金（PBF）に4850万米ドル拠出するほか、国連平和構築委員会における制度構築に関する議論をリードする等、紛争の発生、再発を予防するための取組を行ってきています。

（避難民対策）

医療と同様に紛争下の文民保護の重要な要素である強制移住、難民及び国内避難民の問題について一言言及させていただきます。岸田大臣も、昨年の G7 広島外相会合に際し、G7 各国がそれぞれの強みを活かし、相互補完的に、かつ相乗効果を生む形でテロや難民問題に関する取り組みを進めていくことの重要性を強調したところです。更に、明日から、伊のタオルミーナで、G7 首脳会談において、難民・避難民の問題が話し合われるところであり、日本としてもこの問題に積極的に取り組んでいく所存です。

（アカウンタビリティー）

議長、

医療人員や施設への攻撃が繰り返されることを防止できない主要な要因の一つは、アカウンタビリティーの欠如です。日本は、紛争への対応やアカウンタビリティー確保に係る安保理の積極的な役割とともに、国際人道法遵守を確保する観点から、国際事実調査委員会（IHFFC）の重要な役割を強調したいと考えます。日本は、今後も同組織への財政面並びに人材面での貢献を継続していきます。

（末尾）

議長、

紛争下の医療の保護は、紛争下の文民保護に係る諸問題の中でも、国際社会が優先すべき事項です。日本は、安保理の一員として、医療人員や施設に対するいかなる攻撃も強く非難するとともに、決議第 2286 号の原則の真の実現に向け全力を尽くします。我々は、本問題に貢献すべく各加盟国、国連、市民社会ならびに国際人道組織とも緊密に連携していく所存です。

有り難うございました。